

令和7年度
千曲市公共施設ＬＥＤ照明器具賃貸借事業
プロポーザル募集要項

令和7年4月

千 曲 市

1. 事業名称

令和7年度千曲市公共施設ＬＥＤ照明器具賃貸借事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の概要

（１）事業方式、契約期間及び履行期間

① 事業方式 メンテナンスリース方式

② 契約期間：契約締結日から令和19年3月31日まで

※契約締結日から令和9年3月31日までは試用期間とし、無償使用とする。

③ 賃貸借期間：令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（120か月）

※本事業で賃貸借したＬＥＤ照明器具は、賃貸借期間が終了した後、本市に無償譲渡するものとする。

④ 物件の設置期限 令和9年3月31日

（２）提案上限額

提案者は、以下に示す限度額の範囲内で業務内容を提案することとする。

賃貸借料：380,000,000 円／120 か月（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

※令和7年度以降の予算については、市議会において債務負担行為を承認済みである。

（３）器具の保証

導入するＬＥＤ照明器具（管球等）の保証期間を10年以上とする。

（４）留意事項

本事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、市がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

3. 募集に関する事項等

（１）選定方法

公募型プロポーザル方式

※ 本プロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、応募者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての的確性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する応募者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた応募者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものである。

（２）事業のスケジュール（予定）

① プロポーザル公募開始・募集要項等公表	令和7年4月10日（木）～
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年4月10日（木）～4月24日（木）
③ 質問回答	令和7年5月13日（火）
④ 参加表明書・資格確認書類提出受付	令和7年5月14日（水）～5月21日（水）

⑤ 提案書提出要請通知	令和7年5月28日（水）
⑥ 提案書提出期間	令和7年5月28日（水）～6月6日（金）
⑦ プレゼンテーション参加要請通知	令和7年6月中旬
⑧ プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定	令和7年6月下旬～7月上旬
⑨ 審査結果通知及び優先交渉権者との協議・契約締結	令和7年7月下旬～
⑩ 現地調査・LED化工事等	令和7年7月下旬～令和9年3月下旬
⑪ 本設備の賃貸借、維持管理の開始	令和9年4月1日（木）～

*上記スケジュールはあくまで予定であり、変更となる場合がある。

4. 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、以下の通りとする。

担当窓口：千曲市総務部総務課

住 所：〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話番号：026-273-1111 内線番号 4143、4144

メール：syomu@city.chikuma.lg.jp

5. 応募条件

（1）応募者について

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループとする。
- ② 1者が複数の役割を兼ねることができる。
- ③ 応募者の構成員は他の応募者の構成員になることはできない。
- ④ グループで応募する場合は、代表者1社を選定することとし、その代表者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとする。なお、グループの場合は、代表者1者が賃貸借業務を行うものであること。
- ⑤ 参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ⑥ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行う他、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うものとする。
- ⑦ 本事業において、照明器具設置及び維持管理は、市内に本店を有する事業者を活用するよう努めるものとする。

（2）応募者の資格

- ① 参加表明書及び資格確認書類により本実施要項の内容を作業期間内に確実に履行できる者であること。
- ② 参加表明書及び資格確認書類提出締め切りの日までに、応募者（グループの場合は代表者）が市の「令和4・5・6年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登載されているこ

と。(大分類 19:その他の業務 中分類 13:リース 品目等:LED照明等)

*登録がない応募者は、期日までに登録を行うこと。詳細は市管財契約課に確認すること。

問い合わせ先:管財契約課 電話026-273-1111(代)内線4124

③ 応募者のうち調査設計役割を担うものは、他の自治体において、施設照明等のLED照明賃貸借事業で同様の実績があること。

④ 応募者のうち、作業役割を担うものは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

⑤ 事業運営・維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。

⑥ 現地調査と並行して、調査を終了した照明の施工を実施できる者であること。

⑦ 契約期間中において継続的に故障や不具合等の速やかな対応を行うことができ、そのための部材提供・代替品供給等ができる者であること。

⑧ 器具メーカーは、下記を満足する照明器具のメーカーを選定すること。

ア LED照明器具の製造・販売の実績が5年以上ある者とする。

イ LED照明器具賃貸借事業において、類似事業の実績がある者とする。

ウ 契約後、速やかに導入可能な生産供給能力を有している者とする。

⑨ 応募者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。なお、複数の事業者が連携する場合は、グループを構成する全ての事業者が当該条件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 本実施要項の配布の日から契約日までの期間に、市から競争入札に係る指名停止又は指名除外措置を受けていないこと。

ウ 本実施要項の配布の日から契約日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

エ 千曲市暴力団排除条例(千曲市条例第41号)の規定に該当していない者であること。

オ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

キ 国税及び地方税について滞納がないこと。

(2) 応募に関する留意事項

① 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、市に提出した書類は返却しない

ものとする。また市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

② 市からの提供資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

③ 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出はできない。ただし、市は提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

④ 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。

⑤ 費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

⑥ 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

⑦ 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑧ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、市が認めた場合はこの限りではない。

⑨ 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

予想されるリスクと責任分担は、下に掲げる分担表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

⑩ 過去、同種類似事業において提案と明らかに異なる内容や実現不可能な虚偽の提案を行った事業者と認められた場合には、優先交渉権の取り消し又は失格となる事がある。

〈分担表〉

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	○	○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	資金調達	提案書提出からリース開始前の急激な市中金利の上昇・下降		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	協議	
	事業の中止・延期	本市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	
		事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
		本市の事業放棄によるもの	○	
計画・設計	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	設計変更	事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事・施工段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費、維持管理費に関し、影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本市の提示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・未完了	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		応募者の指示		○
	性能	要求仕様不適合		○

	一般的改善	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し設備に生じた損害		○
支払	金利	市中金利の変更		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	設備の損傷	本市の故意・過失に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	施設の損傷	事業者の故意・過失または設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	契約不適合	設備に関する契約不適合責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷	○	○
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達成しない場合		○
保障関連	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	性能	要求仕様不適合		○
	性能	仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○

6. 事業者選定の流れ

(1) 募集要項等

① 募集要項等配布

募集要項及び様式集は、本市ホームページ上にて公開する。

② 募集要項に関する質問及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は郵送または電子メールとし、電話・FAX・持参等は一切不可とする。電子メール送信の際は、件名「令和7年度千曲市公共施設LED照明器具賃貸借事業 質問書（業者名）」と記載することとし、郵便送付後またはメール送信後は電話にて郵送受領又はメール受信の確認をすること。

イ 受付期間

令和7年4月10日（木）～4月24日（木） ※最終日の午後5時必着

ウ 回答

質問の回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年5月13日（火）に市のホームページ上で公表することとし、口頭等による個別対応は一切行わないものとする。また、質問者名は公表しない。なお、この回答は本募集要項と同等の効力を持つものとする。

(2) 参加表明書及び資格確認書類提出

① 受付期間 令和7年5月14日（水）～5月21日（水）

（受付時間：日曜窓口実施日を除く開庁日の9時から17時まで）

② 提出先 千曲市総務部総務課

③ 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）

④ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックス（書類には直接付けないこと）を付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（調査設計役割、施工役割、維持管理役割等）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。

ウ 企業概要等（様式第4号－1、2、3）

様式第4号にはA4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部に綴じること。

（ア）所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、類似事業の実績、その他

注1：「類似事業の実績」は、普通地方公共団体において、LED照明器具等導入調査、LED照明器具等導入促進事業の履行実績、LED照明器具等導入実績を記載すること。

注2：企業概要は、上記（ア）の各項目が全て記載されている場合、通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

（イ）企業状況確認票、応募者の資格制限の確認

（ウ）業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3か月以内に発行された登記事項証明書の写し

エ 財務諸表等

（ア）損益計算書、貸借対照表などの財務諸表の写しを綴じたもの。損益計算書及び貸借対照表に関しては、企業単位その他、連結決算分も提出すること。

(イ) 有価証券報告書（報告を作成していない場合は、税務申告書）の写しを提出。

オ 納税証明書の写し

- ・ 国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3

- ・ 県税：法人県民税、法人事業税

（千曲市に納税義務がある場合は市税：固定資産税、軽自動車税等に関するもので、未納の税額がないことの証明）

カ 一般建設業又は特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項の規定による、電気工事に係る「一般建設業」または「特定建設業」の許可証明書。（写しでも可）

(3) 応募者参加資格確認・提案書提出要請通知

参加資格の結果は、電子メール及び文書で本市から応募者又は代表者に通知する。

なお、提案者の提出者として資格が確認された者については、提案書提出要請の通知をする。

(4) 提案書の提出

提案書等提出要請を通知された応募者は、本募集要項が示す内容に従い提案書及び見積書を作成し、書類符号を記した表紙とインデックス（書類には直接付けないこと）を付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。提案書及び見積書は正本1部を提出。また、下記④のイからサ（様式第6号～様式第14号）については、代表者及び構成員の企業名及び企業名を類推できる内容（ロゴマーク等）は記載せず、別途、副本7部を提出すること。

① 受付期間 令和7年5月28日（水）～6月6日（金）※最終日の午後5時必着

② 提出先 千曲市総務部総務課

③ 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）

④ 提案書作成方法

以下の項目ごとに提出様式集に定める提出様式に則り作成する。

ア 提案書提出届（様式第5号）

イ 令和7年度千曲市公共施設LED照明器具賃貸借事業提案書〔表紙〕（様式第6号）

ウ 提案総括表（様式第7号）

エ 使用機器提案書（様式第8号）

オ 作業・廃棄提案書（様式第9号）

カ 維持管理等提案書（様式第10号）

キ 自由提案書【任意】（様式第11号）

ク 提案総括表【費用回収】（様式第12号－1）

ケ 提案総括表【事業収支】（様式第12号－2）

コ 事業資金計画書（様式第13号）

サ 作業予算等経費計画書（様式第14号）

シ 見積書（任意様式）

本事業（10年間のリース料）における各費用の積算が確認できること。（消費税及び地方消費税を含む。）

※参加を辞退する場合 提案書出要請の通知を受けた参加者がその後の提案参加を辞退する場合は、提案書提出受付締切日の午後5時までに提案辞退届（様式第15号）を担当窓口に持参又は、郵送（必着）で提出すること。

7. 審査・選定方法

（1）プレゼンテーション実施

前項にて提出された提案書と合わせてプレゼンテーションを実施し、双方に基づき審査を行うものとする。

- ① 実施日時及び場所は、後日該当者に対し通知するものとする。
- ② 実施にあたり、市が用意する機材は、プロジェクター・スクリーン・ホワイトボードとし、その他必要な機材は、参加者において用意すること。
- ③ 提案書の内容と著しく異なる内容は認めない。
- ④ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

（2）審査・選定基準

選定委員会が事業資金計画、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。なお、参加者が1者のみの場合でも審査は実施するものとする。

審査の項目・内容は下記のとおりとする。なお、各項目の配点は公表しない。

（3）主な審査項目及び審査内容

- ① 参加資格についての評価
 - ア 経営状況
 - イ 類似事業実績
- ② 業務実施体制についての評価
 - ア 調査・計画・施工・維持管理のバランス
 - イ 実施工程の実現性
 - ウ 全般（アスベスト調査の実施体制含む）
- ③ 作業・施工管理についての評価
 - ア 全般
 - イ 施工体制
 - ウ 作業の工夫
 - エ 市内事業者の活用
- ④ 使用機器についての評価

ア 光量や耐用時間

イ 安全性

ウ 省エネ性

⑤ 維持管理についての評価

ア 修繕体制

イ 維持管理に対する考え方

ウ 緊急時の対応

エ 市内事業者の活用

⑥ LED照明器具リース業務（導入）についての評価

ア 提案金額

イ 事業効果

⑦ その他

ア 有益な提案

(4) 評価、選定に関する留意事項

① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、場合によっては指名停止措置を行うことがある。

ア 提出書類の方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ 虚偽の記載や不正が認められた場合。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。

オ 本募集要項に違反すると認められた場合。

カ プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。

キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げた場合。

ク 市が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。

ケ 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

② 提出された企画提案にかかる書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。

③ 必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。

④ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

⑤ 提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的に無断で使用しない。

⑥ 本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。

⑦ 本プロポーザル手続きにおいて、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(5) 審査の流れ

- ① 参加者からの提案書及びプレゼンテーションを元に内容の審査を行う。
- ② 審査に要する時間は40分以内（プレゼンテーション30分・ヒアリング10分）とする。
- ③ プレゼンテーション参加者は、構成員を最大4名とする。
- ④ 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした参加者を、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次点交渉権者とする。

(6) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
結果通知 令和7年7月下旬予定
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市のホームページにおいて、優先交渉権者の名称及び得点並びに優先交渉権者以外の得点を公表する。

8. 契約の締結

(1) 契約内容の協議

優先交渉権者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、優先交渉権者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務があるが、市は提案等の内容を取捨選択できる。

なお、優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、市は次点交渉権者と協議をする。

(2) 見積書の提出

優先交渉権者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

(3) 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により市と優先交渉権者が合意した場合は、優先交渉権者を相手として、賃貸借契約を締結する。

(4) 契約の締結後

優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、市は契約を解除できるものとする。

9. 事業実施に関する留意事項

(1) 誠実な業務執行

- ① 賃貸人は、本募集要項及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

- ② 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、市との間で誠意をもって協議すること。
- ③ 業務の遂行上知りえた内容は、他人に漏らさないこと。

(2) 事業契約期間中の賃貸人との関わり

賃貸人は、賃貸人の責により事業を遂行する。市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

- ① 賃貸人の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、市は、賃貸人に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、賃貸人が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、賃貸人との契約を解除することができるものとする。
- ② 賃貸人が倒産し、又は賃貸人の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、市は、賃貸人との契約を解除することができる。
- ③ 上の①又は②により契約を解除した場合には、賃貸人は、市に生じた損害を補償しなければならない。
- ④ 不可抗力その他賃貸人の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と賃貸人は、事業継続の可否について協議する。

10. 賃貸借契約期間終了後の設備の取り扱い

賃貸人が本事業で設置した設備の所有権は、賃貸借契約期間終了後、市に無償（手続きにかかる費用を含む）で譲渡するものとする。